

## 第163回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成23年8月5日（金）午後1時30分～午後3時20分

2 場 所 秋田県市町村会館 5階 大会議室

### 3 議事案件等

- (1) 議案第1号 大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の変更について
- (2) 議案第2号 大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (3) 議案第3号 西仙北都市計画道路（3・4・1号刈和野環状1号線ほか6施設）の変更について
- (4) 議案第4号 秋田都市計画道路（3・4・66号千秋久保田町線）の変更について
- (5) その他（都市計画法の一部改正について）

### 4 出欠の状況

- (1) 出席委員（12人）  
山口邦雄、後藤幾久雄、村田勝敬、佐野元彦、山本尚子、平野内マリ子、畠山勇、東北整備局長代理 瀬戸下伸介、東北運輸局長代理 三杉孝昌、秋田県警察本部長代理 山本茂、北林康司、近藤健一郎
- (2) 欠席委員（5人）  
白沢啓、東北農政局長、小畑元、安藤豊、伊藤功正

### 5 議事の概要等

#### (1) あいさつ、資料確認、新任委員紹介

#### ○石川(修)幹事

委員の皆様、本日はお忙しいところ本審議会にご出席いただき、ありがとうございます。では、開会に先立ちまして、建設交通部富田部長より、皆様にごあいさつ申し上げます。

#### ○富田幹事

秋田県建設交通部長の富田です。委員の皆様には、お暑い中、また、大変お忙しい中、

163回目となります秋田県都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、大曲・西仙北都市計画区域の見直しとそれに伴う都市計画区域マスタープラン及び都市施設の変更並びに秋田都市計画道路の変更について、ご審議いただくこととしております。

その審議の後、地方分権改革推進の観点から、都市計画法の一部が改正され、又は今後とも改正が予定されており、それについて、事務局より情報提供させていただきます。

今、国から地方へ権限委譲がなされ、その地方においても、さらに県から市町村へ権限委譲が進んでおります。重要なものは国又は県が、その他はすべて市町村が自らの権限で事務を執行するというのが、大きな流れとなっています。

都市計画審議会につきましても、これまで県審議会の付議事項であったものの一部が、今後は市町村審議会で審議されることとなります。

このような改革を踏まえながらも、県としましては、今後もより良い都市計画の実現に向け努めてまいりますので、委員の皆様には、引き続きご指導くださいますようお願い申し上げます、あいさついたします。

本日は、よろしく願いいたします。

#### ○石川(修)幹事

今回は本年度1回目、通算第163回目の審議会でございます。

はじめに「資料の確認」をさせていただきます。

あらかじめ送付しておりました「議案書」のほか、本日配布しました「配席図」、「委員名簿・幹事名簿(両面)」、「地域主権改革一括法による都市計画法の一部改正について」という1枚もののペーパーが本日の資料となります。

以上につきまして、不足がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

#### ○石川(修)幹事

審議に入る前に、委員及び幹事の一部に変更がありましたので、都市計画課の阿部幹事から、皆様にご紹介申し上げます。

#### ○阿部幹事

都市計画課長の阿部です。この春の秋田県議会議員の改選に伴い、県議会議員の委員の方に変更がありましたので、ご紹介申し上げます。

県議会議員の近藤健一郎委員です。

同じく、新たにご就任いただいた安藤豊委員については、本日は欠席となっております。

#### ○阿部幹事

続きまして、県の定期人事異動に伴い、幹事の一部に変更がありましたので、併せてご紹介します。こちら、新たな幹事のみのご紹介とさせていただきます。

建設交通部長の富田幹事です。

下水道課長の川井幹事です。

最後に、私、都市計画課長の阿部です。

その他の幹事につきましては、配布した名簿で、ご確認くださいよう、お願いします。  
以上です。

#### ○石川(修)幹事

なお、名簿上、1名が欠員となっておりますが、これは、国際教養大学の山本尚史前委員が、同大学を退職され県外に転出されたことによるものです。

現在、山本前委員と同じ経済分野からの候補者を検討中であり、次回審議会までには、皆様に新たな委員の方をご紹介できるかと思えます。

#### ○石川(修)幹事

それでは、早速、審議に入りたいと思います。以後の会議の進行は、議長であります山口会長をお願いいたします。

### (2) 開会、議案署名人指名

#### ○山口会長

それでは、ただ今から第163回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることをご報告させていただきます。

#### ○山口会長

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員2人を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、後藤委員と山本委員をお願いいたします。

### (3) 前回付議議案の処理状況について

#### ○山口会長

続きまして、前回付議議案の処理状況を、事務局から報告願います。

#### ○石川(修)幹事

報告いたします。議案書を2枚めくっていただきますと、今年3月16日開催の第162回審議会で議決いただいた議案の処理状況を記載しております。

#### ○石川(修)幹事

「議案第12号 横手都市計画区域、平鹿都市計画区域、十文字都市計画区域及び増田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」であります、合併前の旧市

町単位の4つの都市計画区域を一つの都市計画区域に統合再編したことに伴い、都市計画区域ごとに定めることとされている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランについても、統合するなどの見直しを行ったものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成23年3月25日付け秋田県告示第157号で告示しております。

#### ○石川(修)幹事

次に、「議案第13号 湯沢都市計画道路(3・4・2号駅前通御屋敷線及び3・3・11号駅西線)の変更について」であります。今後の交通需要等に鑑み都市計画道路網の全体的な見直しを行うこととし、起点位置の変更や幅員縮小、一部区間の廃止などの変更を行ったものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、その旨を平成23年3月25日付け秋田県告示第158号で告示しております。

#### ○石川(修)幹事

最後に、「議案第14号 大館都市計画事業御成町南地区土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について」であります。大館市施行の土地区画整理事業の事業計画の変更に対し、利害関係者から意見書が提出されたことから、それを採択すべきか否かを土地区画整理法の規定に基づき付議したものです。

本審議会での採択すべきでないとの議決を受け、平成23年3月18日付けで、その旨を意見提出者に通知しております。

#### ○石川(修)幹事

なお、通知書を送付する前に、意見提出者に電話し、その内容を事前に説明するとともに、平成23年4月18日には、意見提出者を直に訪問し、審議会の議事録を手渡しながら、審議内容を伝えるとともに、意見不採択となった理由を改めて説明するなど、意見提出者の理解に努めております。

#### ○石川(修)幹事

また、この案件の審議においては、関係住民への説明不足など大館市の事業の進め方や、施行区域内にある都市計画道路のあり方についても意見が出たことから、意見提出者に不採択通知を送付する際に、併せて、市長あてにも、今後より一層の周知・説明に努めて欲しい旨の通知を送付しております。

また、意見提出者を訪問した同じ日に、市の担当部署を訪問し、こちらにも審議会の審議録を手渡ししながら、審議内容を伝えるとともに、今後の土地区画整理事業の進め方や都市計画道路のあり方について、指導・意見交換をしております。

#### ○山口会長

ただ今の報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

#### ○山口会長

第14号議案の処理については、審議会での意見等を踏まえ、県側においても、意見提出者や大館市に対し改めて不採択理由や審議内容を説明するなど、必要な配慮をしていたようです。

特になければ、議案の審議に入ります。

#### **(4) 議案第1号 大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の変更について**

##### **○山口会長**

それでは、「議案第1号 大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の変更について」、事務局から説明してください。

##### **○石川(浩)幹事**

本議案は、平成17年3月の市町村合併後、大館市内に存在する大曲、西仙北の2つの都市計画区域を統合するとともに、現況及び将来の市街化動向を踏まえ、市町村合併前の旧中仙町及び旧仙北町の一部区域を新たに都市計画区域に編入し、一体の都市として整備、開発及び保全するため都市計画区域を変更するものであります。

なお、都市計画区域の名称は、「大曲都市計画区域」のまま変更せず、区域の面積をこれまでの15,553haから17,771ha(2,218haの増)に変更するものです。

##### **○石川(浩)幹事**

拡大する旧中仙町の区域及び旧仙北町の区域は、スライドの黄色及びオレンジの部分です。また、既存の両都市計画区域の間にあつて指定のなかった区域を編入するほか、併せて行政界の変更等に伴う区域界の変更を行うものであります。

##### **○石川(浩)幹事**

次に、区域指定の沿革の概要についてご説明します。

大曲都市計画区域が最初に指定されたのは昭和13年です。

昭和44年には六郷町の一部区域を編入しており、昭和50年には大曲市、六郷町において区域の拡大を行っております。

昭和56年に西仙北都市計画区域が指定され、その後変更することなく現在に至っております。

平成8年には、神岡町の一部区域が大曲都市計画区域に指定され、現在の大曲都市計画区域となっております。

その後、平成16年には美郷町が、翌平成17年には大館市が市町村合併しております。

##### **○石川(浩)幹事**

スライドに、変更前後の対照表を示しております。

美郷町の区域には変更がなく、一方で、大館市の区域は大きく拡大しており、行政区域に占める割合も17%から19.6%に増大しております。

### ○石川(浩)幹事

都市計画区域の変更にあたっては、土地利用計画の上位計画である国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更が必要となります。

土地利用基本計画は、土地の用途を、都市地域、農業地域など大まかに5地域に区分するものであり、都市地域については、個別法である都市計画法に基づく都市計画区域として指定されるものです。

土地利用基本計画の変更は、都市計画の変更に先立ち、都市計画同様、審議会の意見聴取、国土交通大臣の同意を経て決定されるものであります。

### ○石川(浩)幹事

それでは、変更に係る具体的な区域についてご説明します。

1つ目は、現在の2つの都市計画区域に挟まれた旧西仙北町の区域40haです。

2つ目は、旧大曲市から国道105号線沿いに仙北市角館につながる、玉川以南の面積1,570haの旧中仙町の区域です。

3つ目は、国道13号線大曲バイパスの東側で旧大曲市に接続する旧仙北町の中心部を含む607haの区域です。

また、行政境界の変更に伴う変更箇所として、横手市、美郷町の2つの区域があります。さらに、旧市町の字界変更に伴う箇所として、スライドに示す2つの区域があります。

### ○石川(浩)幹事

以上を表にまとめますと、スライドに示すとおりとなり、新たに都市計画区域に含まれる区域は2,227ha、行政界の変更等により除外される区域が約8.8ha、差し引き約2,218haの増となります。

### ○石川(浩)幹事

次に、都市計画区域拡大の必要性について、ご説明します。

旧仙北町の国道13号線大曲バイパスや旧中仙町の国道105号線沿道では、特に都市的土地利用が進行し、農地転用が後背地にまで拡大しております。

このため、農地等の浸食に一定の歯止めをかけ、商業、工業、住宅等が混在した無秩序な市街地の拡大を抑制し、健全かつ合理的な土地利用を推進する必要があります。

浸食されている農地等は健全な農業生産の場であることのみならず、景観形成等の観点からも重要な役割を有していることから、農業振興地域の整備に関する法律等による規制と相まうことで、積極的な保全を図る必要があります。

これらを背景に、今後の市街化動向を踏まえ、旧中仙町及び旧仙北町の一部を含んだ一体の都市として総合的に整備、開発及び保全しようとするものです。

### ○石川(浩)幹事

旧中仙町及び旧仙北町の市街化の動向は、スライドに示す図面のとおりです。

旧中仙町では、既存集落のほか、大規模商業施設（イオン）の立地、国道105号線沿線の宅地化が認められ、それが仙北市角館までつながっております。

旧仙北町の拡大区域は、旧町の中心市街地を含み、特に国道13号線バイパス沿道から染み出すような形で商業、工業の用途の混在が認められます。

### ○石川(浩)幹事

都市計画区域界については、区域の境界が明瞭に判断できるよう地形・地物で設定することが基本とされておりますが、それが困難な場合は、字界で設定することとしております。

詳細な説明は省略しますが、区域界設定の概ねの考え方について、ご説明します。

中仙地域は、北は玉川、北東は仙北市角館との行政界、東は市街化の傾向が認められる国道105号線から概ね1kmの範囲としており、斉内川以南については、ほ場整備の予定地及び整備済み地で市街化の動向も認められないことからJR田沢湖線まで、南は旧大曲市との行政界としております。

仙北地域は、北から南に向かって、ほ場整備済み地を境とする赤堰川から川口川、丸子川に至る区域を、池田氏の庭園を含む形で市道等に境界を設定し、イオン大曲ショッピングセンター付近で美郷町（旧千畑町・六郷町）につなげております。

### ○石川(浩)幹事

これまでの経緯についてですが、平成22年11月に、東北地方整備局長から変更案について事前に異存なしの回答を得た上で、今年6月までに合計8回の説明会を開催しております。

会場、出席者の状況はスクリーンに示すとおりです。

平行する形で、県では土地利用基本計画の変更手続を進めており、平成23年2月に秋田県国土利用計画審議会から意見聴取し、3月には国土交通大臣の同意を得て、同月中に変更の決定告示を行っております。

都市計画の変更については、その後、4月に大仙市及び美郷町への意見照会を行い、双方から異存なしの回答を得ております。

なお、都市計画区域の指定は、他の都市計画決定と異なり、法律上、案の縦覧は求められておらず、実施しておりません。

以上、ご審議くださるよう、よろしく申し上げます。

### ○山口会長

ただ今の説明に対しまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

### ○山口会長

都市計画区域が統合・拡大された場合、都市計画税の取扱いは、どうなるのでしょうか。

### ○石川(浩)幹事

現在、大仙市では、都市計画税を徴収しておりません。今後も徴収する予定は、ありません。

### ○山口会長

区域統合のほか、一部、都市計画区域が拡大されるようですが、その拡大された地域について、どのようなメリットがあるのでしょうか。

○石川(浩)幹事

都市計画区域となることで、各種の都市計画制度の活用が可能になります。

例えば、開発許可については、3,000㎡以上の開発行為が許可対象（現行は10,000㎡以上）となることから、民間による開発行為をより適正なものに誘導できます。

また、建築基準法の適用を受けることで、より安全な建築物の建築が可能となり、床面積10,000㎡を超える大規模集客施設の立地制限なども行えるようになります。

○山口会長

ある意味、私的な経済活動をコントロールできるようになるということでしょうか。

○石川(浩)幹事

その通りです。

より積極的な意味では、都市施設と用途地域との一体的な運用、特定用途制限地域や地区計画の活用などにより、地域の特性に応じたまちづくりが、より一層可能になると言えるかと思います。

○山口会長

それでは、「議案第1号」について裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

本議案については、原案どおり可決します。

**(5) 議案第2号 大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について**

○山口会長

次に、「議案第2号 大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、事務局から説明してください。

○石川(浩)幹事

本議案は、大曲都市計画区域と西仙北都市計画区域の統合・変更に伴い、変更前の2つの都市計画区域ごと策定されていた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）について、変更後の新たな大曲都市計画区域を対象としたマスタープランに変更するものであります。

○石川(浩)幹事

都市計画区域マスタープランは、都市計画の決定に当たっては、長期的な視点（概ね20年後の都市の姿を展望）から今後の都市づくりの基本的な方向を示すとともに、目指すべき将来像を地域住民と行政が共有すべきという趣旨から、平成12年の都市計画法の改正により、その策定が義務付けられたものです。

本県では、平成16年5月までに、全都市計画区域について策定済みとなっております。

#### ○石川(浩)幹事

今回の変更理由は、主に2つです。

1つ目は、2つの都市計画区域を1つの都市計画区域に統合し、区域を拡大したことに伴い、変更後の都市計画区域に対する新たな都市計画区域マスタープランが必要になったことです。

2つ目は、現行の都市計画区域マスタープランが、策定後一定期間が経過し、内容の見直しが必要になったことです。

#### ○石川(浩)幹事

都市計画区域マスタープランには、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画の目標、区域区分の決定の有無とその方針及び主要な都市計画の決定の方針（土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業）について、定めることとされております。

なお、区域区分とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域と、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域との区分（いわゆる「線引き」）のことです。

本県では、秋田都市計画区域（秋田市、湯上市）においてのみ、区域区分を定めております。

#### ○石川(浩)幹事

都市計画区域マスタープランの構成については、都市計画運用指針の考え方も参考に、スライドのような内容にしております。

#### ○石川(浩)幹事

目標年次については、概ね20年後の平成42年とし、区域区分については、平成32年としております。

#### ○石川(浩)幹事

広域都市圏の将来像については、「田園や自然と調和する美しい街なみのもとで、豊かな生活が営まれる観光・生活交流都市圏」とし、そのために4つの目標を設定しております。

#### ○石川(浩)幹事

都市づくりの基本理念については、都市計画区域の将来像を「美しく豊かな地域資源を活かし、うるおいと賑わいが調和する田園文化交流都市」とし、そのために4つの目標を設定しております。

### ○石川(浩)幹事

1つ目の目標である「多様な都市機能が集積する賑わいのある都市」については、大曲駅周辺地域において高次の医療や教育、文化、福祉、商業、業務、工業等の多様な都市機能の集積を図るとともに、秋田自動車道、国道13号線、国道105号線等の広域交通ネットワークの活用により、広域生活交流拠点の形成を目指します。

また、大曲地域、美郷町六郷地域などの観光交流機能の充実などにより、賑わいのある都市を目指します。

### ○石川(浩)幹事

2つ目の目標である「快適でうるおいのある田園居住都市」については、大曲、神岡、西仙北、中仙、仙北、美郷町六郷の各地域を、身近な生活を支える機能を有する地域として、日常生活に必要な機能集積と身近なレクリエーション拠点の充実を図り、うるおいある快適な市街地を形成します。

また、高齢者をはじめとする誰もが、冬期間においても安全、安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。

### ○石川(浩)幹事

3つ目の目標である「美しい自然環境や田園景観を未来に継承する都市」については、雄物川、玉川等の河川や六郷の湧水群、神岡地域に点在する湖沼、仙北平野に広がる田園景観、出羽丘陵、黒森山等を地域の資産・郷土の資産として、保全と継承を図ります。

### ○石川(浩)幹事

4つ目の目標である「活発に交流・連携する都市」については、都市や観光交流拠点などとの交流連携を支える国道13号線、国道105号線などの広域交通網と、地域間の連携を強化する都市内骨格道路網の機能強化を図ります。

### ○石川(浩)幹事

社会的課題に対する取組方針については、「人口減少と低成長社会」に対しては既存の社会基盤ストックを活用した効率的なまちづくりを、「高齢社会の進展」に対しては安全安心に暮らせる都市づくりを、「地球規模での環境問題」に対しては自然環境に配慮した環境共生型都市づくりを、「住民ニーズの多様化」に対しては地域の活力を生む住民協働による都市づくりを、「地域の固有の伝統文化、個性ある景観の喪失」に対しては地域の個性を活かした魅力ある都市づくりを、それぞれ進めることとしております。

### ○石川(浩)幹事

区域区分については、平成14年に策定した「秋田県都市計画区域マスタープラン策定方針」において、①既に区域区分制度を導入している都市計画区域については、原則として区域区分を維持すること、②人口3万人以上の市を含む都市計画区域、D I D地区の人口及び面積が拡大している都市計画区域については、区域区分適用の可能性の有無を検討すること、③①、②以外の都市計画区域については、原則として区域区分を適用しないこ

とが定められております。

現行の2つの都市計画区域については「区域区分」は適用されていませんが、大仙市の行政区域人口が91,308人であり②に該当することから、今回の区域変更を機に、将来人口の見通し、大規模プロジェクトの有無、土地需要の見通しやスプロールの可能性等を住まえた市街地拡大の可能性、良好な景観や緑地等の自然的環境の整備又は保全などの観点から、区域区分の適用の可否について、改めて検討を行いました。

#### ○石川(浩)幹事

その結果、区域区分については、現行どおり適用しないこととしました。

今後も人口が減少する見込みであること、用途地域内の建築物の新築件数、農地転用件数が減少傾向にあること、用途地域内の建築物の新築件数が用途地域外のそれを上回っていることから開発圧力が低下傾向にあると認められること、加えて、用途地域外においては、農業振興地域、保安林等で土地利用規制が行われていることもあり、将来的に無秩序な市街地の拡大が大きく生じる可能性は少ないと判断したものです。

#### ○石川(浩)幹事

ただし、国道13号線、国道105号線沿道等の一部で、商業・工業施設等沿道利用が進行するとともに、農地の宅地化により、貴重な自然環境や田園環境が失われてきております。特に、商業施設等は良好な居住環境、営農環境に支障を来し、周辺の市街化を促進するおそれがあります。

このため、適正な土地利用の規制・誘導が必要となっておりますが、これらについては、必要に応じて特定用途制限地域等の規制・誘導方策での対応が可能であることから、現状の法制度の枠組みのもと、「良好な環境を有する市街地の形成」や「緑地等自然環境の整備又は保全」に配慮していくものとし、区域分は定めないこととしたものです。

#### ○石川(浩)幹事

土地利用についての、主要用途の配置の方針及び土地利用の方針については、スライドに示すとおりです。

#### ○石川(浩)幹事

都市施設のうち交通施設については、①秋田自動車道、大曲西道路の広域交通ネットワーク機能の維持と活用、②国道13号線、国道105号線を骨格とする市街地を結ぶ主要幹線道路網の形成、③これらを連絡する都市幹線道路による市街地内交通ネットワークの形成、④JR駅前の交通結節機能の向上、⑤人に優しい交通環境の形成、⑥快適な歩行者空間の創出を、その整備方針に掲げております。

また、長期未着手の都市計画道路については、合理的に見直しを進めることとしております。

#### ○石川(浩)幹事

下水道については、既成市街地で整備が遅れている地区を中心に整備を推進するとともに、比較的まとまった集落等では、都市的土地利用の進捗等に対応しつつ、供用区域の拡

大を図ります。

河川については、雄物川等において河川改修を促進するとともに、河川空間の維持・保全と親水空間の整備を推進します。

### ○石川(浩)幹事

市街地開発事業については、大曲駅周辺において、交通の円滑化、歩行者の安全確保、災害に強い都市構造を持つ住環境を創出するとともに、医療・福祉・商業などの都市機能の増進により、にぎわい再生と魅力の向上を図るため、現在施行中の大曲駅前第二地区土地地区画整理事業及び大曲通町地区第1種市街地再開発事業の推進を図ることとしております。

スライドに、大曲駅前第二地区土地地区画整理事業の設計図を示しております。平成27年度の完成を目指して取り組んでおります。

次のスライドは、大曲通町地区第1種市街地再開発事業のイメージパースです。こちらも平成27年度の完成を目指し、今年度事業着手しました。

### ○石川(浩)幹事

自然的環境については、市街地を取り巻く農地や出羽丘陵等の緑の保全、雄物川や湧水群、池沼など区域の特徴を示す水辺空間の保全を図ります。

市街地における地区公園等については、観光・レクリエーション及び防災空間としての緑地の保全・整備に努めるとともに、公園や河川緑地等を結び水と緑のネットワークを形成します。

また、平安時代の松山城址に整備された姫神公園や旧街道の名残を残す一里塚、国指定名勝である池田氏庭園など、歴史文化としての緑地の保全・活用を図ります。

### ○石川(浩)幹事

最後に、これまでの経緯をご説明します。

平成23年5月に住民説明会を開催し、その後、大仙市及び美郷町への意見照会を行い、大仙市にあっては市の都市計画審議会での付議を経た上で、6月には双方から異存なしの回答を得ております。

平成23年7月には、2週間にわたり変更案の公告・縦覧を行いました。これに対し意見書は提出されませんでした。

以上、ご審議くださるよう、よろしく申し上げます。

### ○山口会長

ただ今の説明に対しまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

大変なボリュームであり、この場ですべてを理解するのは難しいかも知れませんが、その中でもご意見等あれば、お出しいただければと思います。

### ○村田委員

地域の原風景の保全などが区域の目標に掲げられていますが、一方で、姫神公園や大曲の花火が行われる河川敷などでは、ツツガムシの被害が報告されております。

自然環境の保全は、健康面にも配慮しながら進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

施設利用者の立場から、公衆衛生の確保は非常に大事なことであり、都市計画側としても、関係部署と連携しながら配慮していくべき事項であると認識していますが、この都市計画区域マスタープランにおいては、その視点からの目標・方針を記載するまでには至っておりません。

公衆衛生の確保については、今後も、施設の利用促進の観点から、それぞれの各現場において、個別具体に対応していくこととなるかと思えます。

**○山口会長**

関東大震災後の都市復興計画を立案した後藤新平が医師だったことから分かるように、まちづくりと公衆衛生が目指すところの根幹は、一緒と言えるかと思えます。

**○山口会長**

2-14 ページに、災害防止の観点から浸水が懸念される地区の市街化を抑制するとの記載がありますが、その抑制策には、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

現時点（都市計画区域マスタープラン上）で、特に想定しているものは、ありません。

都市計画区域において河川氾濫危険区域として位置付けつつ、具体には、別途、ハザードマップ等により住民にその旨を周知していくこととなるかと思えます。

**○山口会長**

ちなみに、この市街化を抑制していく地域とは、河川区域ではなく、普通の土地と理解して良いのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

その通りです。

**○山口会長**

そうであれば、建築基準法第39条の規定による災害危険区域の制度（市条例で地区内の建築物を制限）が活用できるのではないのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

この制度の活用も含め、現時点で想定している抑制策は、特にありません。

**○山口会長**

大仙市では、地元住民との議論等を踏まえ、既に市の都市計画マスタープランを策定しております。

県の都市計画区域マスタープランも、その市のマスタープランを踏まえて策定されており、その内容については、既に住民合意が図られた、かなり整理されたものになっていると思います。

#### ○山口会長

それでは、「議案第2号」について裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

本議案については、原案どおり可決します。

### (6) 議案第3号 西仙北都市計画道路(3・4・1号刈和野環状1号線ほか6施設)の変更について

#### ○山口会長

次に、「議案第3号 西仙北都市計画道路(3・4・1号刈和野環状1号線ほか6施設)の変更について」、事務局から説明してください。

#### ○石川(浩)幹事

本議案は、西仙北都市計画区域が新たに大曲都市計画区域として指定されることに伴い、都市計画道路の名称を変更するものであります。

既決定の都市計画道路7路線すべてが県決定であり、内訳は、国道13号線、県道2路線(本荘西仙北角館線、刈和野停車場線)、計画幅員16m以上の市道4路線となっております。

なお、他の都市施設については、公園は都市計画決定されておらず、また、下水道の名称変更は大仙市決定案件となっております。

#### ○石川(浩)幹事

続きまして、都市計画道路の決定権者について、簡単にご説明します。

従前、幅員16m以上の道路はすべて県決定となっていましたが、平成10年の法改正により、県が定めるものは、一般国道又は都道府県道及びその他の道路で4車線以上のものとされたところです。しかし、一方で、新たに車線数を決定するまでの間は、変更前と変更後の決定区分による比較を行い、上位の者が決定することとされており、今回は市道についても幅員が16m以上あることから、旧基準に従い県が決定するものです。

なお、車線数については、今後必要に応じ所要の調査等を行った上で、決定することとしております。

#### ○石川(浩)幹事

変更前後の対照表をスライドに示しております。

赤の下線部が、変更箇所となっております。

具体的には、西仙北都市計画道路を大曲都市計画道路に変更するとともに、幹線街路を

示す道路区分の3及び幅員による規模の区分を示す4（幅員16m以上22m未満）はそのままに、道路の区分ごとに付す一連番号を1番からではなく100番から付しております。

これは、変更前の大曲都市計画道路のうち、旧大曲市の道路に1～79番（既決定は15路線）を、旧神岡町の道路に80番以降（既決定は5路線）を与えており、旧西仙北町の道路については100番からスタートさせることとしたものです。

#### ○石川(浩)幹事

これまでの経緯についてですが、変更案について、平成23年6月に大仙市に意見照会するとともに、それぞれの道路管理予定者にも協議を行っております。

大仙市からは、市の都市計画審議会での付議を経た上で、同月中に異存ない旨の回答を得ており、道路管理予定者からも同様の回答を得ております。

なお、本議案の変更案は縦覧を要しない軽微な変更であり、縦覧は行っておりません、以上、ご審議くださるよう、よろしく申し上げます。

#### ○山口会長

ただ今の説明に対しまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

#### ○山口会長

幅員、線形など実質的な変更が伴わない、形式的な変更と理解してよろしいでしょうか。

#### ○石川(浩)幹事

その通りです。

#### ○村田委員

変更案自体については、何ら異議ありません。

ただ、関連して、3・4・103号刈和野橋線については、現時点において未着手道路と認識していますが、果たして今後も、田を潰してまで整備する必要性はあるのでしょうか。

#### ○石川(浩)幹事

現在の計画は、国道13号線のバイパスと幹線街路をネットワークとして決定することで、適切な土地利用を誘導することを目的に決定しました。

しかしながら、近年における都市計画道路の整備率は、きわめて低いものとなっており、昨今の人口減少を踏まえた場合、今後とも整備の見込みが立たない道路、必要性の薄れてきている道路については、廃止も踏めた検討が必要になってきております。

大仙市においても、この路線を含めた都市計画道路網全体について、いずれ見直しを行うことになるかと思えます。

#### ○山口会長

前回の都市計画審議会では、湯沢都市計画道路の全体的な道路網の見直しを審議しまし

たが、大曲については、いつ頃を予定しているのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

現時点では未定です。

ちなみに、現在、横手市では、都市計画道路の見直し作業に着手しております。

**○山口会長**

いずれ、近い将来、大曲都市計画道路についても、全体的な道路網の見直しが行われると理解して良いのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

その通りです。

**○北林委員**

議員として地元住民と接する機会も多いのですが、地元要望の8割以上が道路整備を内容とするものです。

今、都市計画道路の廃止を含めた検討が必要になるとのことでしたが、地元からは、なかなかそのような話は出にくいというのが現状です。

**○山口会長**

地元要望がある一方で、財政制約を含めた計画的な都市整備というものも存在する訳で、本来ならこの2つは一緒であるべきなのですが、なかなか一致しないというのが現実のようです。

**○山口会長**

それでは、「議案第3号」について裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手を願います。

**【全員賛成】**

本議案については、原案どおり可決します。

**(7) 議案第4号 秋田都市計画道路(3・4・66号千秋久保田町線)の変更について**

**○山口会長**

次に、「議案第4号 秋田都市計画道路(3・4・66号千秋久保田町線)の変更について」、事務局から説明してください。

**○石川(浩)幹事**

まずは、本議案の変更案の概要について、ご説明します。

現在、街路事業で施行中の都市計画道路3・4・66号千秋久保田町線について、平成22年度に用地測量・建物調査を実施した結果、当初移転不要と判断していた商業ビル(フ

オーラス)の計画道路予定敷地内に、当該ビルの地下構造物及び基礎杭が存在することが明らかになりました。

また、これを移転するとなれば、建築構造の制約等により建物本体も移転せざるを得ず、莫大な補償費が発生することが判明しました。

このため、歩行者・自転車動線の確保、交差点部の安全性、費用対効果などを総合的に検討した結果、ビルの移転を回避するよう、道路の線形及び幅員を変更しようとするものです。

#### ○石川(浩)幹事

千秋久保田町線は、秋田駅前、千秋久保田町内にあります。

この道路は、秋田駅前のフォーラスとパチンコ屋の間、広小路との交点を起点とし、高台にある県立脳血管研究センターの南側を通過し、新しくできた結婚式場前を通過し、都市計画道路千秋山崎線に至る、延長350m、幅員20mの都市計画道路です。

#### ○石川(浩)幹事

ちなみに、整備前の道路の状況は、スライドにある写真のとおり、幅員が狭く一方通行に規制されておりました。

#### ○石川(浩)幹事

千秋久保田町線のこれまでの経緯についてですが、平成3年に、秋田駅周辺の交通の円滑化を図ることを目的として、接続する北側の都市計画道路千秋山崎線とともに都市計画決定されました。

その後、平成5年には、脳血管研究センターとの敷地に生じる道路の法面部分を区域に追加するとともに、終点部の隅切りの形状を変更する都市計画決定を行っております。

終点側の300mの区間については、秋田駅西北地区土地区画整理事業において平成6年から整備を進めており、残る起点側については、街路事業として平成21年度に着手しております。

なお、土地区画整理事業の施行区間については、今年の5月24日から対面通行として供用開始しております。

スライドに、供用済み区間の整備中の写真を示しております。奥が手形方向で、右側には結婚式場が見えます。

#### ○石川(浩)幹事

変更に至った経緯ですが、先程もご説明申し上げたとおり、平成22年度に街路事業施行区間の用地測量及び建物調査を実施したところ、商業ビルの地下構造物が支障となることが判明したものです。

#### ○石川(浩)幹事

スライドに、変更案を示しております。

変更内容としては、この商業ビルを回避しつつ、道路構造令を満たす曲線半径及び広小路との交差角を確保するため、線形を北側(図面の上)にシフトするとともに、幅員を

20mから18mに縮小するものです。

上空から変更後の道路区域を見ると、形状がいびつに見えますが、これは、隅切や法面部、広小路との交差点部における現道の存在などによるものです。

ちなみに、スライドの写真は、広小路側に向かって見た商業ビルの荷物の搬出入口の写真です。

#### ○石川(浩)幹事

スライドに、都市計画道路の区域と地下構造物の位置関係をイメージ図で示しております。都市計画道路の予定地に、商業ビルの赤部分の地下構造物がかかり、そのうちの黄色部分が支障となっています。

#### ○石川(浩)幹事

断面図を見ると、都市計画道路の予定地の地下にビル本体を支える直径1,400mmの基礎杭や消防用水槽、ポンプ室等が存在しており、その上部がビルの荷物搬出入口となっていることがお分かりいただけるかと思えます。

#### ○石川(浩)幹事

このように、現計画ではビルの地上部は計画道路にかかりませんが、地下部分がかかることとから、線形を北側に振って地下構造物を回避しようとするものです。

しかし、仮に幅員を20mのままですと、広小路との交差角が道路構造令の最小規定値である60度を確保できなくなります。

そこで、歩行者や自転車の動線を確保しながら、幅員を20mから18mに縮小変更するものです。

#### ○石川(浩)幹事

スライドにあるのが、変更後の交差点部の幅員18mの標準断面です。

幅員3.0mの車線2車線に加え、交差点部では右折レーンが別途必要となりますので計3車線、これに路肩幅員が0.5mとなり、自転車歩行者道の幅員として4.0mを確保したものです。

交差点部における幅員20mの現計画と幅員18mの変更計画とを比較した場合、路肩幅員が1.0mから0.5mに、自転車歩行者道の幅員が4.5mから4.0mにそれぞれ縮小となっております。

#### ○石川(浩)幹事

ここで、自転車歩行者道の幅員について補足説明します。

道路構造令では、自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量の多い道路にあつては、幅員4.0m以上を確保し、路上施設を設置する場合はその施設帯として0.5mを確保し、全幅で4.5mとすることが標準とされております。

イメージ図では、自転車歩行者道の車道側に、電柱や照明灯の支柱、融雪装置等の地上機器を収める空間が路上施設帯として設置されています。

しかし、今回の区間については、電線類を地下に埋設するとともに、融雪装置等につい

ては、起点部及び土地区画整理事業地内にある道路空間（水色の着色部分）を活用して集約することとしており、極力、路上施設を設置しない計画としております。

これにより、次のイメージ図に示すとおり、全幅で4.0mの自転車歩行者道が実現できることとなります。

#### ○石川(浩)幹事

新旧対照表上は、名称、位置については変更がなく、延長についても10m単位で決定するため、変更はありません。

車線数については、今回、新たに2車線として決定します。

幅員については、代表幅員が示されるため、変更はありません。

交差の構造については、これまで規定しておりませんでした。他の都市計画道路との整合を図るため、新たに起点・終点部の接続都市計画道路を含め「幹線街路との平面交差4箇所」を規定するものです。

#### ○石川(浩)幹事

変更に係る手続の経緯については、スライドに示すとおりです。

以上、ご審議くださるよう、よろしく申し上げます。

#### ○山口会長

ただ今の説明に対しまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

#### ○山口会長

既決定の線形であれば、地下構造物が支障となり、それを撤去するとなれば、その上にある建築物にも多大な影響を及ぼしてしまうとのことですが、その地下構造物と建築物の技術的な因果関係は、真に妥当なものなのでしょうか。

#### ○石川(浩)幹事

秋田市において、専門家に調査させた結果であり、妥当なものです。

道路にかかる地下構造物は、地上のビル本体と密接不可分であり、そのみを切り離して撤去することは、極めて難しいとされております。

また、仮にそれができたとしても、それに伴う補修・補強工事には、かなりの技術的な困難が伴うものとされております。

加えて、この建築物は用途制限以前に建築された、いわゆる既存不適各建築物であり、仮に建替えするとなれば、現行容積率に適合させることで失われる床面積分の機能を、他の土地に求める必要がある（そのような補償が必要になる）ことも、確認できています。

#### ○山口会長

区分地上権を設定するなど、道路にかかる地下構造物はそのままに、道路を整備することはできないのでしょうか。

#### ○石川(浩)幹事

排水設備等のスペース確保の必要性から、それは不可能とされています。

いずれ、既決定の路線であれば、土地の買取請求権を行使される可能性もあり、路線変更が必要となっているものです。

**○山口会長**

買取請求権とは、土地所有者から秋田市に対するものということでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

その通りです。

**○山口会長**

買取請求されたら、単に買えば良いのではないのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

道路の支障となっているのは地下構造物だけなのですが、その地下構造物と地上のビル本体物とは密接不可分であることから、当該道路用地を買取請求される場合には、当然に、それに伴い、建物等についても莫大な補償を請求される可能性があるものです。

**○村田委員**

関連した質問ですが、千秋山崎線は、鉄道の下を通るのでしょうか、それとも上を通るのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

アンダーパス（下を通る）を計画しております。

**○山口会長**

このような都市計画道路の変更（地下構造物による線形の変更）の事例は、他県にもあるのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

あると思います。

**○山口会長**

このような事例の有無については、国に照会すれば分かるのでしょうか。

**○石川(浩)幹事**

大臣同意案件については、把握しているかも知れませんが、そうでなければ、国でも分からないと思います。

**○山口会長**

いずれ、建築物の構造など技術的なことをこの審議会でも審査できる訳もなく、事務局か

らの説明が妥当であることを前提に、判断するしかないと考えます。

### ○三杉東北運輸局長代理

この道路は丁度、バスターミナルと接する位置にあります。車の円滑な通行は確保できているのでしょうか。

### ○石川(浩)幹事

交差角が変更前に比べ少々きつくなりますが、車両の通行には特に支障はないということで、公安委員会から既に同意を得ております。

更に、案内表示や路上施設により安全性を高めることとしており、公安委員会とは、事業実施段階で改めて詳細な協議を行うこととしております。

### ○山口会長

それでは、「議案第4号」について裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

本議案については、原案どおり可決します。

## (8) その他（都市計画法の一部改正について）

### ○山口会長

以上をもちまして、議事の審議は、すべて終了いたしました。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

### ○石川(修)幹事

地方分権改革推進の観点から、都市計画法の一部が改正され、8月2日から施行されております。また、さらに、今後施行分の一部改正法案についても、現在、国会で審議中となっております。

その内容について、若干ご説明申し上げます。

### ○石川(修)幹事

「地域主権改革一括法による都市計画法の一部改正について」の資料をご覧ください。

地域主権改革一括法とは、正式名称が、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」で、平成21年12月15日に閣議決定された「地方分権改革推進計画」を踏まえ、関係法律を一部改正するものです。

内容は、地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を図るため、義務付け（法令により自治体に一定手続を義務付けること）・枠付け（自治体が行う手続・判断基準を法令で枠付けして定めること）を見直すとともに、基礎自治体へ権限を委譲するものとなっております。

この法律は、第1次分と第2次分に分かれており、関係する42法律を改正した第1次

分の法案は、既に可決・成立し、8月2日から施行されていますが、189法律を改正する第2次分については、現在国会で審議中となっております。

#### ○石川(修)幹事

まずは、既に施行されている第1次一括法による都市計画法の改正内容について、ご説明申し上げます。改正点は2つです。

#### ○石川(修)幹事

その1つ目は、大都市等の都市計画（本県の場合は、秋田都市計画が該当）に係る大臣協議・同意が不要になったことです。

現在、県が都市計画を決定する場合、国道や空港、国が設置する公園など、国に重大な関係のある都市計画については、大臣協議・同意が必要とされているところですが、秋田都市計画など大都市等の都市計画については、これに加え、特例的に、4車線以上の道路、自動車専用道路、排水区域が複数にわたる公共下水道などについても、大臣同意・協議が必要とされていました。

今回の改正で、この大都市等の特例が削除されました。このことにより、秋田都市計画も他の都市計画と同様、国に重大な関係のある案件についてのみ、大臣協議・同意が必要とされたところです。

#### ○石川(修)幹事

改正の2つ目は、市決定分の都市計画に係る知事協議が、同意を要しない協議とされたことです。

現在、市町村が都市計画決定する場合、軽易変更を除き、あらかじめ知事に協議してその同意を得ることとなっていますが、法改正後は、市決定分については、知事の同意は必要なく、協議さえすれば良いこととなります。（町村分は依然として同意まで必要です。）

県では、現在、市町村決定案件については、法手続前に、任意の事前協議を行っており、今後もこれを十分かつ綿密に行うことで、県・市町村間の相互理解と手続の円滑化を図りたいと考えております。

併せて、同意不要とされた市との協議については、市における都市計画決定の円滑な事務処理に配慮する意味から、協議の際に求めがある場合に限り、県から意見書という形で任意の文書を送付することとしております。

つまりは、これまでは、市からの法定協議を受け、それに対し、県から法定の同意書を交付していましたが、今後は、県は市から求めがある場合に限り、任意で意見書（事前協議で事実上の協議が成立しているので、「異存ない」旨の意見書となります。）を发出することとなります。

#### ○石川(修)幹事

次に、第2次一括法について、ご説明申し上げます。

なお、先程申し上げたとおり、2次分の法案については、現在国会審議中であり、現段階では確定した内容でないことから、概要のみの説明とさせていただきます。

都市計画法については、1次のみならず、この2次一括法でも、さらに一部改正が予定

されているところですが、その改正内容は、主に3つです。

#### ○石川(修)幹事

1つ目は、都市計画法で都市計画に定めるべき事項を規定していますが、その義務付け規定（定めるものとする）を、できる規定（定めることができる）又は努力義務規定（定めるよう努めるものとする）に改正するものです。

いわゆる「枠付け」の見直しの一つであります。実質的に、どの程度、計画決定主体（県や市町村）に裁量が与えられるのかは、現段階では未定です。詳細については、法案可決・成立後の国通知等を待つ必要があると考えております。

#### ○石川(修)幹事

2つ目は、県の都市計画決定権限の一部が、市町村に委譲されることです。

国からの事前情報等によれば、4車線以上の市町村道、10ha以上の公園・緑地、50haを超える土地区画整理事業などに係る都市計画決定権限が、市町村に委譲されることとなっております。

しかし、そのほとんどが、法律の改正ではなく、それを受けての政令改正で具体化（条文化）されることから、この内容についても、現時点では詳細は不明であり、法案可決・成立後の政令改正を待つ必要があると考えております。

#### ○石川(修)幹事

3つ目は、県の建築許可等の権限が、市に委譲されることです。

その代表的なものに、都市計画法第53条の規定による都市計画施設の区域内等における建築等の許可と、都市計画法第65条の規定による都市計画事業地内での建築等の許可がありますが、これら2つの事務については、既に、県条例（市町村への権限委譲の推進に関する条例）で全市に権限が委譲済みとなっております。

従いまして、法律が改正されても、権限委譲の根拠が、県条例から都市計画法に移るだけで、依然として市の権限事務であることに変わりはなく、この法改正により実務上、大きな変化が生じることはありません。

#### ○石川(修)幹事

いずれにしましても、2次一括法分につきましては、今後、政省令や国通知が出て、全体の詳細が明らかになった時点で、改めて情報提供させていただきます。

#### ○山口会長

ただ今の説明に対しまして、ご質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、第163回の審議会を閉じたいと思います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

平成 年 月 日

議事録署名委員

印

---

平成 年 月 日

議事録署名委員

印

---